長野県企業局美和発電所など23発電所電力の売電等業務に係る質問に対する回答

長野県企業局電気事業課

番号	項目	内容	回答	回答日
1	1．代表企業の役割について	①　仕様書を踏まえますと「３　長野県企業局電力の県庁舎へのＰＰＡ需給管理等業務（Ｂ）」と「４ 北信発電管理事務所及び同所川中島水素ステーションへの電力供給業務（Ｃ）」については、代表事業者が担う必要があるものと受け止めております。そうした中、企業局様との料金精算や需給運用については、代表事業者以外が担うことも含めて運用を検討しておりますが、問題はありますでしょうか。 ＜役割分担のイメージ＞ 【代表企業】 仕様書の（Ｂ）および（Ｃ）の業務全般 ・（Ｂ）業務に係る負荷追随運用業務 ・（Ｃ）業務における企業局様への料金請求 【代表企業以外の企業】 非FIT・FIP電源（小渋第２発電所及び与田切発電所、2年間合計約3.1億kWh）に係る業務全般 ・受給に伴う企業局様への料金の支払い （企業局様からの受給料金の請求も代表企業以外の企業が受ける） ・発電側の需給運用業務 ・発電側に係る各種問い合わせ窓口 ②　なお、「長野県企業局28発電所への所内電力の供給業務（Ｄ）」は、代表企業以外が担うことも可能だと認識しておりますが、相違ございませんでしょうか。	①　記載の役割分担で問題ございません。 　複数の事業者で参加いただく場合、企画提案書に各社の役割分担を記載した書類（様式任意）を添付していただきますようお願いします。 　また、内容によっては、代表事業者からそれ以外の者への委任状等を提出していただく場合があると見込まれます。 ②　実施公告「７ 契約者」で、「複数者で公募型プロポーザル方式に応募する場合にあっては、代表事業者１者」と定められており、長野県企業局28発電所への所内電力の供給業務（D）の契約者は代表契約者になります。ただし、役割分担は（Ｂ）（Ｃ）と同様にしていただいても問題ありません。	10/27
2	２．データ提供のお願い	（１）2025年度の発電計画および発電実績 　主にインバランス費用試算のため、以下の30分値データをいただきたくお願いします。 　計画：年度当初計画（月間値）に加え、実需給ゲートクローズ直前の最終計画 　実績：発電所の発電実績 （２）長野公営の来年度発電計画（日別・30分値）、停止計画 （３）容量確保契約金額の額、および容量市場の契約の内容	(1) 発電計画については、ご希望がありましたので、参加申込書を提出いただいた後に非FIT・FIP分を提供いたします。 　発電実績（非FIT・FIP・FIT分）については、ご希望がありましたので、参加申込書を提出いただいた後に提供いたします。 (2) ご希望がありましたので、来年度停止計画を参加申込書を提出いただいた後に提供いたします。（来年度の発電計画（日別・30分値）、停止計画（30分値）は作成していません。） (3) 参加申込書を提出いただいた後に提供いたします。また、リクアイアメントへの対応の内容についても提供します。	10/27

番号	項目	内容	回答	回答日
3	3．料金精算について	見積事業者選定後に詳細は協議だと認識しておりますが、企業局様との料金の精算は発生する費目毎に実施し、複数の費目を合算しない運用を考えておりますが、差し支えありますでしょうか。 例えば、「長野県企業局電力の県庁舎へのＰＰＡ需給管理等業務（Ｂ）」において、需給管理に係る企業局様への請求と、「長野県企業局美和発電所など23発電所電力の売電業務（Ａ）」で企業局様へ支払う受給料金は合算（相殺）せず、個別に料金を精算するイメージです。また、県庁舎への負荷追随業務に伴う流通費用調整額の精算につきましても、「長野県企業局電力の県庁舎へのＰＰＡ需給管理等業務（Ｂ）」とは合算せず、個別に精算することを考えております。	○ご認識のとおり、（Ａ）～（Ｄ）の業務ごとに精算（支払は支払、収入は収入）を行い、収入と支出を相殺することはありません。（各契約書（案）参照） したがって、（B）の流通費用調整額の精算と（Ａ）の売電料金を相殺することはありません。 ただし、（Ａ）内部では発電側課金相当額と売電料金（発電側課金上乗せ分）との相殺を行います。（別紙１参照）	10/27
4	４．想定販売エリアについて	仕様書において、「買受人は、企業局が指定する需要家の施設にアで売電された電力（令和10年度において、非FIT電気10,000千kWhを上限とする。）を供給することについて、企業局から協議があった時は、これに応じるものとする。」と定められておりますが、こちらの“指定する需要家設備”の所在地は、どちらをイメージされておりますでしょうか。長野県内でしょうか。 例えば、電力の供給先が関東といった場合は、予め体制・販売スキームを検討しておく必要がありますので、現時点での想定をご教示いただけますと助かります。	長野県内の需要家設備を想定しています。	10/27

（別紙１）

系統連携受電サービス料金（発電側課金）の取扱い

1　電力料金の積算方法

以下の例により計算した金額を契約上の電力料金とします。

なお、二部料金制においてもこれに準じた金額とします。

電力料金＝（当該月の受電電力量－ＰＰＡ電力量）× 買取単価 ＋ 消費税等相当額 ＋ 系統連携受電サービス料金相当額

※「系統連携受電サービス料金相当額」は、中部電力パワーグリッド株式会社が発電事業者に請求する系統連携受電サービス料金と同額とします。

2　実際の支払金額

実際の支払金額としては以下のとおりとします。

(1) 小売電気事業者から長野県企業局への支払金額

（当該月の受電電力量－ＰＰＡ電力量）× 買取単価 ＋ 消費税等相当額 ＋（系統連携受電サービス料金相当額－系統連携受電サービス料金）

系統連携受電サービス料金相当額と系統連携受電サービス料金を相殺します。

(2) 小売電気事業者から中部電力パワーグリッド株式会社への支払

系統連携受電サービス料金